

平成27年5月15日

各位

会社名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イトラマート  
代表者名 代表取締役社長 中山 義人  
(コード：3850、東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 管理本部長 鈴木 誠  
(TEL. 03-5549-2821)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、平成27年6月12日開催予定の当社第16回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条第2項及び第37条第2項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第27条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- ① 定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月12日(金)
- ② 定款変更の効力発生日 平成27年6月12日(金)

以上

別紙 定款新旧変更対照表  
 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)            第27条 (条文省略)            ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)            第37条 (条文省略)            ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)            第27条 (現行どおり)            ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)            第37条 (現行どおり)            ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以上